

# 周南市見守り配食事業実施業務仕様書

## 1 目的

周南市内に居住する65歳以上の高齢者及び高齢者世帯、または障害者世帯等であって、周南市が見守り配食事業を必要と認めた者（以下、「利用者」という。）に対し、定期的に見守りによる安否確認を行い栄養バランスの取れた食事を提供し、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

## 2 基本事項

- ・見守り配食事業（以下、「配食」という。）の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- ・配食が利用者の食生活に対して、大きな影響を及ぼすことを鑑み、常に安全・確実に栄養バランスのとれた食事を提供することを心掛けるとともに、利用者の身体的特性に配慮しつつ、事業者の責任において適切な内容の配食を行うこと。
- ・配食に携わる者は、利用者及びその家族の個人情報取り扱いに万全を期するものとし、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。事業を行わなくなった後も同様とする。
- ・利用者に対して、懇切丁寧な接遇を行うこと。

## 3 配食対象地域

配食対象地域は周南市全域とする。ただし、中山間地域等については、市社協と本事業への登録を希望する事業者で協議を行って決定する。

## 4 配食日

毎日、1日1食、昼食または夕食に対応できること。見守り配食事業とは別に毎日、昼食・夕食の利用が可能な体制を必ずとり、利用者の要望により、昼食または夕食について、個人契約の申し出があった場合は必ず対応すること。昼食・夕食を配達していない他社の見守り配食事業利用者の個人契約についても同様とする。

## 5 配食時間

- ・昼食は概ね午前10時から12時頃まで、夕食は概ね午後3時から6時頃までとする。
- ・事業者は、配食の概ねの時間を利用者と協議の上で決定すること。

## 6 見守り方法（安否確認）について

- ・配食の際は、原則手渡しとする。その際、利用者と面会し、体調等に関して声かけ等を行い、異常がないか安否確認を必ず行うこと。あわせて、所定の用紙に配達時間等を記録すること。
- ・配食時は、利用者が認知症、心身の状況等により、居宅の玄関先で受け取ることが困難な場合においては、利用者等の承諾を得て、居室まで配食し、必要に応じて、配食容器の蓋

を開けるなどの支援を行う。

- 利用者の異常（けが、病気、体調不良、認知症が疑われる言動、犯罪被害の可能性など）を発見した場合は、マニュアルに従って緊急連絡先に記載の家族等及び市社協に連絡をすること。また、緊急性を要する場合は、即座に消防又は警察に通報すること。

#### 《不在時の対応について》

- 利用者が連絡なく不在であるなどして、安否が疑われる場合は、マニュアルに従って緊急連絡先に記載の家族等及び市社協に連絡をすること。
- 食中毒防止のため、食事は利用者宅に置いて帰らない。ただし、事前に不在の連絡があった場合は、不在置きは可とするが、衛生面に配慮し、後ほど必ず安否確認を行うこと。
- 利用者の安否確認により長時間が経過した場合は、食中毒の防止のため、再度の配食は行わない。
- 利用者の安否が確認できた場合は、再度の配食が可能であれば配食する。（再度の配食可能時間は、各登録事業者で設定する）。

## 7 法的規制等

- 食品衛生関係法令等に基づく許認可（飲食店営業許可）を得ていること。
- 事業を行うにあたり、食品衛生法、栄養士法、健康増進法、調理師法、その他の関令等を遵守すること。

## 8 実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日とする

## 9 利用者負担金（利用料）

- 1食につき個人ごとに周南市より決定された金額を利用料として、利用者より徴収すること。
- ご飯のやわらかめ、かため、おかゆ、少なめ及びきざみ食等利用者の個別の希望に関しては、委託料及び利用者負担額の変更なく対応できるよう努めること。治療食・減塩食・御飯等の増量等通常の配食の献立に付加的な要望があった場合、利用者が超過分の負担金を払うことを条件に対応することは可能とする。

## 10 委託料

- 委託料は、1食あたりの配食の金額は900円（周南市が別に定めた地域に配達する場合は300円を加算する。配達に船舶を利用する場合は別に実費を支払う。）から、利用者負担金を差し引いた金額とする。
- 委託料は、指定した実績報告と請求に基づき、1月ごとに集計し、その実績に基づき、請求後1ヶ月以内に支払うものとする。
- この見守り配食事業とは別に個人契約した配食については、委託料の支払いは生じない。

## 11 職員に関する事項

(1) 委託期間中において下記の役職員等の欠格事由に該当しないこと。

- 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき更生又は再生手続きをしている法人等
- 周南市が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている法人等
- 市税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
- 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体。

(ア) 成年被後見人又は被保佐人

(イ) 破産者で復権を得ない者

(ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第 31 条第 7 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

(エ) 暴力団の構成員等

(2) 職員の配置

- 配食が適切に提供できる職員体制を整備すること。
- 専門性の確保、質的向上等配食実施について総合的な指揮・監督を行う管理責任者を配置すること。また、必要な場合には、管理責任者の下に配食に関する情報管理及び連絡調整を行う業務連絡担当者を定め、日常業務の円滑な運営に努めること。
- 配食の従事者として、栄養士、調理部門責任者、調理師、調理作業員、配食部門責任者及び配食作業員を配置すること。（兼務可）

(3) 職員の研修

- 管理責任者は、発注者が実施する高齢者等見守りに関する研修は、必ず受講し、受注者において周知徹底を図ること。
- 管理責任者及び配食従事者は、高齢者福祉又は食に関する研修会等に参加して、サービスの質の向上に努めなければならない。

※研修は、一般市民を対象とした保健福祉に関する講演会（介護保険、医療、健康づくり、認知症の理解、食育等）も可。

#### (4) 職員の衛生管理

- ・ 職員の疾病の早期発見及び健康状態の把握のために、採用時及び採用後においては 1 年に 1 回以上定期的に健康診断を実施すること。
- ・ 配食に従事する職員は、月 1 回の検便を実施すること。
- ・ 就業前の配食従事者の清潔保持及び健康状態について点検すること。

## 12 配食実施に関する事項

### (1) 配食の実施方法

- ・ 配食の実施方法をマニュアルとして定め、配食従事者に徹底すること。
- ・ 前記のマニュアルには、次の事項を盛り込むこと。
  - ① 調理、配食等の各部門の業務分担、作業手順及び留意事項
  - ② 利用者及び家族に対する配食内容の説明
  - ③ 利用者に異常が認められた場合の見守り対応体制や事業所の連絡体制
  - ④ 事故の発生時、荒天時等の緊急時の対応
  - ⑤ 実施した配食内容等についての報告及び報告内容についての記録の保管
- ・ 配食の一部を、再委託する場合は必ず事前に申し出ること。

### (2) 高齢者向けに配慮の献立内容

- ・ 管理栄養士または栄養士が作成した献立に基づき調理した高齢者向けの栄養バランスの取れた食事が提供できること。
- ・ ご飯の「やわらかめ」、「かため」、「おかゆ」、「少なめ」、おかずのきざみ食等、利用者の状態に応じた配慮ができることが望ましい。

### (3) 献立等の開発及び献立表作成

- ・ 利用者が自らの食生活の管理を行いやすくする為に、エネルギー量や栄養表示等を考慮した献立表を作成し、利用者に対して事前に提示すること。
- ・ 利用者の選択の幅を広げるため、複数の献立が可能な場合は、献立表にその旨を明記すること。

### (4) 緊急時の対応

- ・ 事故の発生等の緊急対応を行った場合は速やかに、発注者に届けること。

## 13 使用容器

- ・ 配食に使用する容器は、回収型の容器を用いること。翌日までに回収すること。
- ・ 配食にあたっては、保温、保冷に充分留意すること。

## 14 配食調整

- ・ 市社協及び利用者との連絡調整を行う担当職員を配置するとともに、氏名を報告すること。(兼務可とするが、事業所に不在とならないような勤務形態が必要)。
- ・ 配食の申請は、ケアマネージャー等を通して市社協から周南市に提出され、周南市は内容を精査した後に、利用の可否及び利用回数等を決定する。  
利用決定後は、利用者と配食可能日や詳細について事業者との打ち合わせ(配食が円滑に

受け取ることができるよう受け渡し方法、場所、配食時間及び調理方法等、十分な説明や調査を行うとともに、利用者の身体状況、緊急連絡先等の確認を行い契約を交わすこと等をいう。)を行うことができる。ただし、申請が却下された場合においては全額が利用者負担となるので充分注意すること。

・配食のキャンセル受付期限

利用者からの配食を利用しない旨の連絡は、配食実施予定日の前日の午前中まで受け付けるものとする。

## 15 利用料の徴収について

- ・利用者負担金の徴収は、月単位で行うこと。利用者の同意があれば変更することができる。
- ・チケット制、前払い制等の導入は、利用者の同意を得ることができれば可能とする（ただし精算ができること）。

## 16 業者の変更

利用者は事業者を変更することができる。

## 17 設備・器具類等の安全管理

調理に用いる設備・器具類等は、食材の調理、加工、運搬等に配慮したものであり、建物の構造、食器取扱設備、給水、汚物処理、清掃及び洗浄方法その他食品衛生法に基づく条件を満たしていること。

## 18 配食の実施に関する事項

(1) 配食の実施方法をマニュアルに定め、これを配食従事者に徹底し、良質かつ均質な配食を提供すること。

①配食開始に当たっての事前説明

市社協からの利用者の通知があった場合には、利用者又はその家族と面談の上、「具体的な見守り配食事業内容の実施内容」、「見守り配食事業実施上の注意点」等について、文書を交付して説明を行うこと。

②作業手順

調理作業及び配食業務の手順については、次の事項を盛り込んで定めること。

(ア) 調理作業

- a 調理準備
- b 検収
- c 原材料等の保管
- d 下処理
- e 調理・加工
- f 製品の保温・保冷・保管
- g 盛りつけ
- h 製品の検査と検食の保存

- i 設備・器具類の洗浄・消毒
  - j 廃棄物の処理
- (イ) 配食業務
- a 配食準備
  - b 配食用車両
  - c 製品の積み込み
  - d 製品の配送
  - e 容器等の回収
- ③実施した配食の内容等についての報告及び報告内容に関する記録保管。
- (ア)調理部門責任者は、配食実施後、次の事項を盛り込んだ報告書を、調理作業員から日々の業務から日々の業務報告を受けて速やかに作成し、管理責任者に対して、定期的に提出すること。
- a 実施内容  
検収の実施、食材料の衛生管理状況、調理・加工数量
  - b 調理に関する利用者からの注文と対応
  - c 配食部門に伝達すべき事項
- (イ)配食部門責任者は、配食実施後、次の事項を盛り込んだ報告書を、配食作業員から日々の業務報告を受けて速やかに作成し、管理責任者に対して、定期的に提出すること。
- a 実施内容  
利用者の属性、配食時間、利用者不在時の対応
  - b 配食時の利用者の安否に関する事項
  - c 配食実施に関する利用者からの注文と対応内容
  - d 調理部門に伝達すべき事項
- (ウ)管理責任者は、報告書の内容を確認し、5年以上保管する事。
- (2) 相談・援助機能の充実
- ・栄養士等事業者内部の専門職を活用するとともに、関係機関と連携することにより、利用者及びその家族の幅広い相談に応じられるよう努めること。
  - ・民間シルバーサービスについても幅広く情報を収集し、利用者及びその家族の問合せに対応できるように努める。

## 19 その他の事項

### ・遵守規定

配食を実施するにあたっては、周南市が実施した見守り配食事業者登録要領及び見守り配食事業実施仕様書並びに市社協との委託契約に従い、誠実かつ適切に遂行しなければならない。

### ・経理の明確化

市社協は、本配食に係る経理を他の事業と区分し、その内容を明らかにした専用の関係帳簿及び実施状況についての記録その他関係書類を常に整備し、5年以上保管すること。

### ・市社協の調査

市社協は、必要に応じて事業者に対し、配食が仕様・契約どおり実施されているかいつでも調査することができる。

- 実績報告

事業者は月ごとに配食の指定の報告書を提出するとともに、年度終了後1ヶ月以内に、配食サービスの報告書及び決算書を市社協に提出しなければならない。

- アンケートの実施

年に一度、利用者に対して本配食のアンケートを行い、市社協に報告を行うこと。

- 契約の解除

市社協は、次のいずれかに該当すると認めるときは、委託契約を解除することができる。

- ① 契約締結後の事情の変化により、配食を実施する必要がなくなったとき。
- ② 登録事業者の責めに帰すべき理由により、配食の実施が著しく適正を欠くとき。
- ③ 登録事業者が該当基準に適應しなくなったとき。
- ④ 委託契約、仕様内容に違反したとき。

- 損害賠償等

市社協は、前号に掲げる事由により契約を解除した場合は、登録事業者に生じた損害は賠償しない。

- 事故の対応

万が一事故が発生した場合は、次のとおり適正な処置を講じるものとする。

- ① 配食に関して事故が起きた場合、速やかに市社協に報告するものとする。
- ② 配食に関して発生した事故については、登録事業者の責任において対処すること。
- ③ その責に帰すべき理由により第三者に損害を与えたときは、登録事業者の負担でその損害を賠償すること。
- ④ 損害賠償が迅速かつ円滑に行えるように損害賠償保険に必ず加入し、賠償資力の確保に努めること。
- ⑤ 配食を行う登録事業者のうち、その一つに事故があった場合は、他の事業所は代替体制として協力・支援するものとするが、各自で代替体制を確保するように努めること。

- 業務の再委託

業務を再委託する場合は、事前に周南市に届け出て必ず許可を得ること。